

4 県立社会福祉施設のあり方について

(1) 触法・虞犯障害者への支援

経緯又は現状・課題

新たな課題として、制度の挟間におかれている触法・虞犯障害者への支援について、全国レベルの課題として表面化し、支援機能の整備が望まれるところである。全国的な数値としては、平成14年度の新規受刑者総数30,277人のうち、IQ70～79以下が13,880人となっている。この課題については、障害の有無に関係なく、犯罪はどんな社会でも起こりえる問題として、まずは理解する必要がある。

触法・虞犯障害者については、相談機関・受刑後の社会復帰に向けたトレーニング機能・マネジメント体制・福祉サービス等が整備されておらず、再犯を繰り返す等の悪循環が生じている。また、常に満床状態の医療刑務所の実態（一部の障害者→一般刑務所での処遇）、及び高齢受刑者等、福祉サイドも関わる問題が存在することを認識する必要がある。

平成17年6月より、各省庁の役職員・弁護士・首長・福祉施設代表・育成会・県社協役員等による「契約に馴染まない障害者等（触法・虞犯障害者等）の法的整備のあり方勉強会」が開催され、法的な整備・支援のあり方について、活発な議論による検討が進んでいる。また、法務省・厚生労働省が、仮出所者の就労支援のあり方研究会を立ち上げる予定もある。

宮城県船形コロニーの解体宣言に伴い、建物等の利活用を検討する機関として、有識者・地元代表・県関係者等による「宮城県船形コロニー等利活用検討委員会」が設置され、平成17年3月、宮城県知事に対して、触法・虞犯障害者への支援機能としての活用できることも提案している。

提案する内容

触法・虞犯障害者への支援については、セーフティーネット機能として捉え、行政が中心となって解決に向けた検討・取り組みを行うべきものとして位置付けられる。

特に、仮出所者に対しては、関係機関（法務省+厚生労働省管轄）が連携し、第一次的相談機関の整備、及び自立・社会適応訓練を行う必要がある。また、出所後については、福祉の範疇として捉え、必要な福祉サービスをマネジメントし、提供する体制を整備する必要がある。

支援内容については、地域に戻った後のアフターフォローまでを担う体制とする。また、法務省管轄の機関との連携が必要となる等、横断的な支援の仕組みを構築する必要がある。

本人が地域へ戻るための一時的な機能として、即地域での生活が困難な者については、既存施設等を活用する手法も有効である。

宮城県として、触法・虞犯障害者を受け入れ福祉的な支援を行っていた実績、及び宮城県船形コロニーの建物の利活用案として、触法・虞犯障害者を対象者とした「更生保護施設」的な専門機能を宮城県社会福祉協議会が運営することも一案である。ただし、支援については、専門性が高く支援度が極端に高いため、障害者自立支援法における障害程度区分・給付水準以上の支援内容となる。したがって、職員体制の充実等、現実的に運営が可能となるよう検討する必要がある。

その他、根拠法令等

新規受刑者数等～犯罪白書・矯正統計年報より

契約に馴染まない障害者等（触法・虞犯障害者等）の法的整備のあり方勉強会等

宮城県船形コロニー解体宣言 宮城県船形コロニー等利活用検討委員会